

(別紙)

各 位

競 争 参 加 資 格 に つ い て

労働者健康福祉機構における競争参加資格につきましては、国の資格（厚生労働省競争参加資格・全省庁統一資格）とは別に、当機構に対して申請手続きをしていただいていたところですが、平成23年度以降の参加資格につきましては下記のとおり変更いたしましたので、お知らせいたします。

記

① 物品の製造・販売、役務の提供等の競争参加資格について

国の競争参加資格（全省庁統一資格）をもって、当機構の有資格者とします。

全省庁統一資格は、「統一資格審査申請受付サイト」にある申請方法により取得することができます。

<http://www.chotatujo.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

② 建設工事、測量・建設コンサルタント等の競争参加資格について

厚生労働省競争参加資格をもって、当機構の有資格者とします。

厚生労働省競争参加資格は、厚生労働省ホームページ「競争参加資格について」にある申請方法により取得することができます。

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/sikaku/index.html>

③ 経過措置について

平成23年度において、直ちに国（厚生労働省）の競争参加資格の取得を申請中であり、かつ、その認定が間に合わない方であって、平成23年3月31日を有効期限とする当機構の競争参加資格を有している方につきましては、経過措置として、その有効期限を半年間延長し、平成23年9月30日までとします。（あくまで経過措置ですので、国の資格と当機構の資格を両方お持ちの方につきましては、国の資格をもって入札参加資格の確認をいたします。）

なお、平成23年10月1日以降については、上記①及び②のみを有資格者としますので、国（厚生労働省）の資格を取得されていない方は、所要の手続きをお願いします。

※ 延長に伴い、申請書類の提出などの手続は一切必要ありません。

※ 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの延長期間において、当機構での新たな資格申請受付は行いません。

※ 当機構から有効期限を延長する旨の通知は行いません。

<本件に関する問い合わせ先>
労働者健康福祉機構 経理部 契約課
TEL 044-556-9852（契約班）